

平成29年4月1日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

## 平成29年度 入札・契約制度の改正等について

平成29年度に高知市上下水道局が発注する建設工事に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 予定価格の事後公表の拡大について

現在、建設工事に係る委託業務の予定価格については、入札前に公表していますが、平成29年6月1日（公告日、指名通知日が6月1日以降のもの）からは、入札後に公表することを試行します。

なお、現在、一般競争入札のうち、土木一式工事及び土木系工事について予定価格の事後公表を試行していますが、平成29年4月1日（公告日が4月1日以降のもの）から、本格運用を行います。

#### 2 建設工事等における社会保険未加入業者等への対応について

高知市上下水道局では、社会保険適用除外承認を受けている事業者や常用の労働者が4人以下の個人事業者を除く事業者は入札参加申請において、事業所として社会保険に加入していることを資格要件としています。

しかしながら、労働者単位で見れば、現場ごとに事業所を転々とする技術者等が多いなどの背景もあり、長期雇用関係が見込まれないことや労働者の自己都合等を理由に、受注者が適切な社会保険等に参加させないまま、現場代理人や技術者として配置する事例が見られるなど、建設業に携わる労働者の福利厚生への妨げに繋がるおそれがあると懸念されます。

これらの状況を鑑み、社会保険適用事業者（社会保険強制適用事業者でない事業者が社会保険に任意加入している事業者も含む）が建設工事等を受注した際に配置する現場代理人や技術者等については、個人として社会保険に加入していることを配置要件とします。

また、建設工事に係る委託業務の技術者等も同様の取扱いとします。

（平成29年4月1日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用する。）

なお、下請契約については、下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の建設工事において、社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入義務がありながら、届出をしていない建設業者との一次下請契約を禁止します。

（平成29年6月1日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用する。）

### 3 建設工事及び建設工事に係る委託業務の最低制限価格等算定方法の改正

国土交通省の直轄工事や建設工事に係る委託業務に係る低入札価格調査基準の見直しに準じ、高知市上下水道局おける最低制限価格等の算定方法を改正します。なお、算定方法適用工事の一部を変更しました。

(平成29年4月1日以降に公告、指名通知するものから適用する。)

※ 詳細につきましては、別紙「建設工事の最低制限価格算定方法の改正について」及び「工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法の改正について」をご覧ください。

### 4 一般競争入札の適用範囲の拡大について

「高知市入札・契約制度基本方針」及び「同推進計画」に基づき、公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立を目的として、予定価格が1,000万円以上のすべての建設工事について一般競争入札を適用します。

(平成29年9月1日以降に公告するものから適用する。)

### 5 建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置の継続

平成27年4月1日から施行している現場代理人の配置の特例に係る暫定措置を平成29年度も当面継続します。暫定措置を終了する場合はホームページにてお知らせします。

※ 平成27年4月1日施行の暫定措置は、別添「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について(通知)」をご覧ください。

### 6 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成28年度からの変更はありません。(対象期間の整理のみ行っています。)

※ 平成29年度の評価項目及び評価基準は別添「平成29年度 総合評価落札方式評価項目及び評価基準」をご覧ください。

※ 平成29年度の総合評価落札方式に関する取扱要領は別添「平成29年度 高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」をご覧ください。

### 7 電子入札の開始について

高知市上下水道局では平成29年9月から電子入札を開始します。

※ 電子入札の開始については、添付の「電子入札開始のお知らせ」をご覧ください。

以上

事務担当 高知市上下水道局 企画財務課 契約担当  
高知市棧橋通三丁目31番11号  
高知市上下水道局庁舎2階  
TEL:088-821-9208 FAX:088-833-6549